

京都市選挙管理委員会告示第25号

令和6年2月5日に東京都新宿区高家悠からあった、令和6年2月4日執行の京都市長選挙における選挙の効力に関する異議申出に対する決定書の要旨は、次のとおりである。

令和6年3月18日

京都市選挙管理委員会
委員長 宮本 徹

決 定 書 (要旨)

異議申出人 東京都新宿区
高家 悠

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年2月5日付けで提起され、令和6年2月22日付けで京都市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）からの補正命令に対する補正書が提出された令和6年2月4日執行の京都市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

1 異議申出の要旨

(1) 異議申出の趣旨

本件選挙における候補者のうち、福山和人、松井孝治、村山祥栄及び二之湯真士の4名（以下「候補者達」という。）の当選は無効であり、本件選挙の投票及び開票を取りやめることを求める。

また、本件異議申出は、公職選挙法第202条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）第1項に基づく選挙の効力に関する異議申出である。（令和6年2月20日付け補正書により提出）

(2) 異議申出の理由

本件選挙において、候補者達及びその関連団体は、選挙運動期間外にあたる選挙期日の告示日（令和6年1月21日）以前に、街頭宣伝車を使用した選挙運動、市内での選挙運動用ポスターの掲示、インターネットを使用した選挙運動及び街頭での演説を行っている。この行為は、公職選挙法第129条（選挙運動の期間）違反であることから、候補者達の当選は無効である。これに伴い、本件選挙の投票及び開票は不要であり、公職選挙法等に基づき、本件選挙の投票及び開票は取りやめるべきである。

2 経過

令和6年2月5日 申出人による本件異議申出の提起

令和6年2月22日 当委員会からの補正命令に対する申出人による補正書の提出

令和6年3月1日 当委員会による本件異議申出の受理の決定

令和6年3月14日 当委員会による本件異議申出に係る審理及び決定

3 異議申出の根拠及び判断の基準

(1) 異議申出の根拠

本件異議申出は、申出人から提出のあった異議申出書及び補正書から、選挙の無効を求める趣旨であり、公職選挙法第202条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）第1項に規定する選挙の効力に関するものであると認められる。

(2) 判断の基準

公職選挙法第205条（選挙の無効の決定、裁決又は判決）第1項は、選挙の効力に関し異議の申出があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない、と規定している。

ア 同項にいう、「いわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等

の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」とされている（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決）。

イ また、候補者や選挙運動者等の違法行為に関しては、「違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」とされている（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決）が、「特段の事態を生じた場合」とは、「官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあつても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する」とされている（昭和 30 年 8 月 26 日大阪高等裁判所判決）。

ウ なお、同項にいう「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「選挙の規定の違反が若しその違反がなかつたならば選挙の結果につき或は異つた結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいう」とされている（昭和 23 年 6 月 26 日最高裁判所判決）。

4 決定の理由

申出人は、本件異議申出において、候補者達が選挙運動期間より前に選挙運動を行っており、公職選挙法第 129 条（選挙運動の期間）に違反していることから、候補者達の当選は無効であることに伴い、本件選挙の投票及び開票は不要であり本件選挙は無効であると、主張している。

しかし、この主張は、前述の昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決（「いわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反

すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。)にある選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

また、本件異議申出の主張する候補者達の行為が、前述の昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決（「違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」）にある「特段の事態を生じた場合」や、前述の昭和 30 年 8 月 26 日大阪高等裁判所判決（「官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合」）にある「自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合」にあたると判断するに足る証拠もない。

したがって、公職選挙法第 205 条（選挙の無効の決定、裁決又は判決）第 1 項の規定にある選挙の無効の決定の前提となる「選挙の規定に違反するときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」には当たらず、申出人が主張する選挙の無効は認められない。

以上のことから、当委員会は、公職選挙法第 216 条（行政不服審査法の準用）第 1 項において準用する行政不服審査法第 45 条（処分についての審査請求の却下又は棄却）第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 14 日

京都市選挙管理委員会

委員長 宮本 徹

教示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条（決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示）の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

（選挙管理委員会事務局）